

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年11月5日

【事業年度】 第70期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 森下仁丹株式会社

【英訳名】 MORISHITA JINTAN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 駒 村 純 一

【本店の所在の場所】 大阪市中央区玉造一丁目1番30号

【電話番号】 06(6761)1131(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 武 貞 文 隆

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区玉造一丁目1番30号

【電話番号】 06(6761)1131(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 武 貞 文 隆

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出した第70期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) ～ (2) <省略>

(3) 取締役の選任

<省略>

(4) 監査役の選任

<省略>

(5) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めている。

(6) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めている。

(7) 役員報酬の内容

<省略>

(8) 監査報酬の内容

<省略>

(9) 会計監査の状況

<省略>

(訂正後)

(1) ～ (2) <省略>

(3) 取締役の定数

当社の取締役の定数は3名以上とする旨を定款に定めている。

(4) 取締役の選任

<省略>

(5) 監査役の選任

<省略>

(6) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めている。

(7) 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めている。

(8) 中間配当

当社は、中間配当について、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めている。

(9) 役員報酬の内容

<省略>

(10) 監査報酬の内容

<省略>

(11) 会計監査の状況

<省略>